

【事業名】

実施方針

(作成素材)

本作成素材は、各地方公共団体が実施方針を作成する際、作成する負担を軽減するため、ドラフトとして活用することを想定した資料です。
資料はガイドライン等にあたるものではなく、例示であることから、適宜事業内容に応じて追記・修正し、ご活用ください。

平成【●●】年【●●】月

【地方公共団体名等】

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2.	特定事業の選定方法に関する事項.....	4
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1.	民間事業者の募集及び選定.....	5
2.	民間事業者の選定方法.....	5
3.	民間事業者の選定手順.....	5
4.	審査委員会の設置.....	6
5.	提出書類の概要.....	6
6.	応募者の参加資格要件.....	7
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項...	11
1.	事業者の責任の明確化に関する事項.....	11
2.	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	11
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	13
1.	立地に関する事項.....	13
2.	本庁舎の計画に関する事項.....	13
第5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	13
1.	疑義が生じた場合の措置.....	13
2.	管轄裁判所の指定.....	13
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	14
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	14
2.	事業の継続が困難となった場合の措置.....	14
3.	融資機関又は融資団と【県/市等】との協議.....	15
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	15
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	15
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	15
3.	その他の措置及び支援に関する事項.....	15
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	15

1. 本事業において使用する言語.....	15
2. 書類作成に係る費用.....	15
3. 実施方針の公表に関する事項.....	16
4. その他.....	17

様式 実施方針に関する意見提案書

別紙 リスク分担表

記入例

- ・【 】内には、定型的な名称等を記入することとする。

【地方公共団体名等】（以下【県/市等】という。）は、【事業名】（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成24年3月27日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に基づき、必要となる事項を定める。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

【事業名】

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

【施設名】（以下「本庁舎」という。）

(3) 公共施設等の管理者等

【公共施設等の管理者等の名称】

(4) 事業の目的

本事業は、本庁舎を新たに整備し、その維持管理を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

（注）事業の目的について、適宜、追加する。

(5) 事業の概要

本事業は、特定事業として、本庁舎の整備及び維持管理を実施する。

選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、本事業を実施する。

（注）事業の概要について、適宜、追加する。

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次の①及び②に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に示す。

① 本庁舎の施設整備業務

- ア 設計業務（基本設計、実施設計、設計に伴う近隣対応等）
- イ 建設業務（工事及び必要となる調査、手続、工事に伴う近隣対応、電波障害対策等）
- ウ 工事監理業務（工事の監理）
- エ 什器・備品等調達設置業務

② 本庁舎の維持管理業務

- ア 建築物・建築設備点検保守・修繕業務
- イ 建築設備運転監視業務
- ウ 清掃業務（日常及び定期の清掃等）
- エ 警備業務
- カ 除雪業務

※ 光熱水費の管理及び供給者への支払業務を【含む/含まない】ものとする。

（注）上記に追加して事業者に委ねることを希望する業務がある場合や、不要な業務がある場合は、適宜、追加／削除する。

例）引っ越し業務、解体業務、仮庁舎設置業務 売店業務 等

(7) 事業方式

事業者は、自らを本庁舎の原始取得者とし、【県有地/市有地等】に本庁舎を整備した後、本庁舎を未使用のまま【県/市等】に引き渡し、本庁舎の維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

（注）当該事業の導入可能性調査により、BOT方式も考えられる。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、【県/市等】と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から平成【●●】年【●●】月【●●】日までの期間（約【●●】年間）とする。

(9) 事業スケジュール

平成【●●】年【●●】月の本庁舎の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりと予定している。

事業契約の締結	平成【●●】年【●●】月頃
本庁舎の引渡し等	平成【●●】年【●●】月頃
本庁舎の供用開始	平成【●●】年【●●】月頃
事業完了	平成【●●】年【●●】月

(注) 具体的なスケジュールが決定していなければ、「入札公告時に示す。」と
いった表現も可能とする。

(10) サービス対価の支払

本事業における対価の支払いは以下のとおりであり、原則として、【県/市等】が事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、支払い方法の詳細については入札説明書及び事業契約書（案）にて提示する。

- ① 【県/市等】は、本庁舎の施設整備業務に係る対価について、【県/市等】への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

(注) 一部、補助金、交付金、起債等の一括払いを予定している場合は、その旨を記載する。

- ② 【県/市等】は、本庁舎の維持管理業務に係る対価について、事業契約書に従い、事業期間終了までの間、均等に支払う。

(11) 本事業の実施に関する協定等

【県/市等】は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①から②までに掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

【県/市等】は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す。

② 事業契約

【県/市等】は、基本協定の定めるところにより、選定された民間事業者が設立した事業者との間で仮契約を締結し、【県/市等】議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）、業務要求水準書は、入札公告時に示す。

(12) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行

規則、条例等を含む。)等を遵守する。

- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
 - イ 都市計画法
 - ウ 建築基準法
 - エ 消防法
 - オ 駐車場法
 - カ 屋外広告物法
 - キ 文化財保護法
 - ク 建設業法
 - ケ 電波法
 - コ 水道法
 - サ 下水道法
 - シ 電気事業法
 - ス ガス事業法
 - セ 道路法
 - ソ 騒音規制法
 - タ 振動規制法
 - チ 高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
 - ツ (バリアフリー新法)
 - テ 労働安全衛生法
 - ト 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - ナ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ニ 石綿障害予防規則
 - ヌ 省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)
 - ネ ラージリサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)
 - ノ 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)
 - ハ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- その他関連する法令等
- (注) その他関連する法令や【県／市等】における条例等を追記する。

(13) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本庁舎を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

【県/市等】は、自らが本庁舎の施設整備及び維持管理をした場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて事業者の本庁舎の施設整備及び維持管理を委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC」という。）を比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回る場合に、VFMがあるものとし、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定する。

（２）評価方法

【県/市等】は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（平成13年7月27日）等に基づき評価することとし、【県/市等】自らが本庁舎の施設整備及び維持管理を実施した場合と、事業者によつてこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

（３）選定結果の公表

【県/市等】は、本事業をPFI法第7条に基づき選定事業とした場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、【県/市等】の【ホームページ等】において速やかに公表する。また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

【県/市等】は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。民間事業者の選定は、総合評価一般競争入札によることとし、学識経験者の意見を聴取する場合もある。《また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。》

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

（注）都道府県、政令指定都市及び政府関係機関において、WTO政府調達協定が適用される事業の場合は、《 》の表現を記載する。

2. 民間事業者の選定方法

本事業の民間事業者の選定は、以下のとおり、競争参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを予定している。

（1）競争参加資格の確認

本事業に応募しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）が【県/市等】の競争参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

（2）提案審査

上記（1）において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、民間事業者を選定する。

3. 民間事業者の選定手順

【県/市等】は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。
なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

日程	実施事項
平成【●●】年【●●】月頃	入札公告・入札説明書等の交付
平成【●●】年【●●】月頃	入札説明書等に関する質問受付期間（第1回）

平成【●●】年【●●】月頃	入札説明書等に関する質問回答公表（第1回）
平成【●●】年【●●】月頃	参加表明書等の受付時期
平成【●●】年【●●】月頃	競争参加資格確認結果の通知
平成【●●】年【●●】月頃	入札説明書等に関する質問受付期間（第2回）
平成【●●】年【●●】月頃	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回）
平成【●●】年【●●】月頃	入札書及び提案書の受付
平成【●●】年【●●】月頃	民間事業者の選定

※【県・市等】は、必要に応じ提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

（注）上記においては入札説明書等に関する質問回答を2回行う想定としたが、応募者の理解度に応じて行うこととする。

【4. 審査委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員と【県/市等】の職員とにより構成される「【事業名】審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

なお、審査委員会を構成する委員の氏名は入札公告時に示す。】

（注）審査委員会を設置する場合に記載する。

5. 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

競争参加資格の確認として、入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

提案審査においては、入札書及び次の①から③までに掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めることを予定している。

- ① 事業計画に関する提案
- ② 施設整備に関する提案
- ③ 維持管理に関する提案

詳細は、入札公告時に示す。

（2）提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、【県/市等】が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、【県/市等】は、これを無償で使用することができる。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、民間事業者の選定後、当該提出書類を提出した応募者に返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

【県/市等】は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については【県/市等】と各応募者との間で協議する。

6. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第1. 1. (6)に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。

② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。

また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、【県/市等】の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

(注) 契約期間中の譲渡、担保権等の設定その他の処分の規制を奨励するものではない。また株式の取り扱いについては、今後ガイドラインが改正されるため、改正に対応すること。

③ 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

④ 応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、第1. 1. (6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。

⑤ 上記④において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本面

当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

⑥ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期限に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、【県/市等】と協議するものとし、その事情を検討のうえ【県/市等】が認めた場合はこの限りではない。

⑦ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑨ 上記⑧において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本関係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は b について子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（注）aのみとする場合や、該当する企業のみを禁止し、資本関係又は人的関係のあるものは制限しない場合もある。

イ 人的関係

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

- 第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合

(注) WTO対象外の場合、地域企業の参画を義務付ける等、地域企業の参画促進を促す場合もある。各県/市等によって入札参加資格にかかる規則等が異なるため、それぞれ県/市等の条例等を参照のうえ、必要に応じ、適宜加筆、修正する必要がある。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及びPFI法第9条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、【県/市等】の【競争参加有資格者指名停止措置要綱】(【●●】年【●●】月【●●】日付【●●】第●号。)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 【県/市等】が本事業のアドバイザー業務を委託した【アドバイザーを構成する企業の名称】あるいはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑤ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑥ 上記④及び⑤において、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、上記(1)⑤に同じ。

(注) 上記では、地方自治法施行令第167条の4、PFI法第9条のほか、通常、PFI事業において共通の参加資格として記載されることの多い規定を掲載している。各県/市等によって入札参加資格にかかる規則等が異なるため、それぞれ各県/市等の条例等を参照のうえ、必要に応じ、適宜加筆、修正する必要がある。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。

- ① 【県/市等】の【設計等】に係る平成【●●】年度競争参加資格を有していること。
当該資格を有していない場合は、(7)に定める競争参加資格確認基準日までに審査を受け、当該資格を取得していなければならない。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- ③ 平成【●●】年【●●】月【●●】日から平成【●●】年【●●】月【●●】日までの間に設計が完了した延面積【●,●●●】㎡以上の庁舎、【事務所】又は類似施設の基本設計及び実施設計（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が【●,●●●】㎡以上とする。）の実績を有していること。
- ④ 設計業務を設計の建設企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記①及び②を満たしていること。③については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

（注）設計企業の設計実績については、計画している施設規模に合わせて適宜加筆、修正する。

（４）建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

- ① 【県/市等】の【建築工事等】に係る平成【●●】年度競争参加資格を有していること。当該資格を有していない場合は、（７）に定める競争参加資格確認基準日までに審査を受け、当該資格を取得していなければならない。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設企業は、建築業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が【●,●●●】点以上であること。
- ④ 平成【●●】年【●●】月【●●】日以降に完成した、延床面積【●,●●●】㎡以上の庁舎又はこれに類似する施設の施工実績があること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。
- ⑤ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記①及び②を満たしていること。③及び④については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

（注）経営事項審査の点数や建設企業の施工実績については、計画している施設規模に合わせて適宜加筆、修正する。

（５）工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 【県/市等】の【設計等】に係る平成【●●】年度競争参加資格を有していること。当該資格を有していない場合は、（７）に定める競争参加資格確認基準日までに審査を受け、当該資格を取得していなければならない。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行う

ている者であること。

- ③ 平成【●●】年【●●】月【●●】日から平成【●●】年【●●】月【●●】日までの間に完成した延面積【●,●●●】㎡以上（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が【●,●●●】㎡以上とする。）の庁舎、【事務所】又は類似施設の建築一式について工事監理を行った実績を有していること。

（注）工事監理企業の実績については、計画している施設規模に合わせて適宜加筆、修正する。

（６）維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

- ① 【県/市等】の平成【●●】年度競争参加資格審査において、資格の種類が「役務の提供等」であること。当該資格を有していない場合は、（７）に定める競争参加資格確認基準日までに審査を受け、当該資格を取得していなければならない。
- ② 維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

（７）競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、競争参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

【県/市等】及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

(2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」（別紙）による。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

【県/市等】及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、【県/市等】と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については「リスク分担表」（別紙）によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、【県/市等】及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

【県/市等】は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

【県/市等】は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべきサービス対価のうち維持管理費及びその他の費用を減額することができる。詳細は、入札公告時に示す。

(2) 業務の履行の検査等

① 施設の完成検査

【県/市等】は、本庁舎の引渡しを受ける前に、本庁舎の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。【県/市等】は、上記の検査の結果、本庁舎が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもってサービス対価のうち施設整備費を支払う。

② 維持管理業務の検査

【県/市等】は、各支払期の業務完了時に検査を行い、サービス対価のうち維持管理費及びその他の費用を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、【県/市等】は上記(1)②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本庁舎の敷地の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に業務要求水準書において示す。

計画地 【地名地番 】

用途地域 【地域地区 】

敷地面積 【●●】 【●●】 m²

基準建蔽率 【●●】 %

基準容積率 【●●】 %

その他 【特記が必要な場合に記載】

（注）事業位置図及び敷地図を添付する。

2. 本庁舎の計画に関する事項

本庁舎の計画の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に業務要求水準書において示す。

施設規模 【●,●●●】 m²

入居予定部署 【●●】 【●●】 【●●】

駐車場 ●台

駐輪場 ●台

（注）その他提示可能な条件があれば、提示する。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

【県/市等】が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した提案書並びに【県/市等】と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、【県/市等】と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

なお、このため、【県/市等】及び事業者は、事業契約の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置する。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、【●●】地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに【県/市等】又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、【県/市等】は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、【県/市等】は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、【県/市等】は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により【県/市等】が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、【県/市等】は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 【県/市等】の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 【県/市等】の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、【県/市等】は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 【県/市等】又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、【県/市等】及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、【県/市等】が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、【県/市等】は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3. 融資機関又は融資団と【県/市等】との協議

【県/市等】は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、【県/市等】はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

(注) 補助金、交付金の適用が想定される場合は、可能であれば、事業名や想定される金額等を記載する。

3. その他の措置及び支援に関する事項

【県/市等】は、事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、【県/市等】及び事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2. 書類作成に係る費用

競争入札参加資格申請書、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

部局名 【●●】

住所 【●●】

電話 【●●】

FAX 【●●】

メール 【●●】

(2) 実施方針に関する意見等の受付

実施方針に関する意見等の受付については、次の①から④のとおりとする。寄せられた意見等については、【県/市等】において検討の上、必要と判断したものについては入札説明書等に反映させることで、回答に代える。

なお、提出のあった意見等は公表する。

① 受付期間

平成【●●】年【●●】月【●●】日（●）【●●】：【●●】から

平成【●●】年【●●】月【●●】日（●）【●●】：【●●】まで

ただし、持参による場合は、開庁時間内とする。

② 提出先

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見提案書（様式）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送又は宅配便による場合は、Microsoft Excel（Excel●●に対応した形式）で作成した実施方針に関する意見提案書（様式）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。

なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

④ 公表予定日

平成【●●】年【●●】月【●●】日（●）

（３）実施方針の変更

【県/市等】は、民間事業者からの意見等を踏まえ、P F I 法第 7 条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、【県/市等】の【ホームページ等】への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4. その他

（１）情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次の【ホームページ等】を通じて適宜行う。

【ホームページのアドレス】

（２）問合せ先

上記 3.（１）に同じ。なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。

別紙 リスク分担表

【「参考資料2 リスク分担表（作成素材）」を基に、適宜、追加／削除のうえ、挿入する。】

実施方針に関する意見提案書

【事業名】

実施方針に関する意見等を提出します。

企 業 名								
意見又は提案する資料名		実施方針						
No.	タイトル	該当箇所						意見等
		頁	第●	●	●	○	か 英小	
例	○○○○	8	第2	6.	(1)	⑨	ア a	○○○○○
1								
2								
3								
4								
5								

注1 意見等を行う資料ごとに本様式を作成してください。

注2 タイトルは、該当箇所のできるだけ細かい本文中のタイトルを記入してください。

注3 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注4 実施方針の該当箇所の順番に並べてください。